

平成 25 年 6 月 19 日

市議会定例会提案説明

(議案第 66 号及び議案第 67 号)

只今、上程になりました、給与の減額に関する議案につきまして、ご説明申し上げます。

地方公務員の給与減額につきましては、国から、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、地方自治体においても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるようとの、要請がございました。

国は、地方公務員の給与減額を実施することを前提として、地方交付税を削減することをすでに決定しております。

交付税が削減されれば、本市の財政を圧迫することとなり、ひいては、市民サービスの低下を招くことが懸念されます。

給与減額の内容等について、他市町の状況なども調査し、職員団体と協議を重ねておりましたことから、関連条例を今議会の当初に上程することができず、本日、追加上程をお願いすることになったものでございます。

なお、条例施行日が7月1日となっておりますことから、6月中に議決いただきますよう、あわせてお願いするものでございます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第66号「桑名市職員の給与の特例に関する条例の制定」につきましては、国の給与減額支給措置に準じた取組みとして、一般職の給料並びに諸手当の一部を減額するため、特例条例を制定するものでございます。

減額期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとし、給料の減額割合は、給料表、職務の級に応じて、4.77%、7.77%、9.77%の三段階を適用いたします。

また、管理職手当を現在、5%の割合で減額しておりますが、さらに、10%を上乗せし、15%の割合で減額するものでございます。

そのほか、地域手当、時間外勤務手当等につきましても、給料表、職務の級に応じて減額をするものでございます。

なお、期末手当、勤勉手当につきましては、7月下旬にも算出される今年度の交付税の算定結果をみて、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第67号「桑名市長及び副市長等の給与の特例に関する条例の特例に関する条例」につきましては、一般職の給与減額を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間行いますことから、これにあわせて特別職も減額するものでございます。

現在、市長は給料月額20%、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事

業管理者は給料月額の3%を減額しております。

これに、それぞれ10%を上乗せしまして、市長は給料月額の30%、副市長等につきましては、給料月額13%を減額するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

▼議案第66号 桑名市職員の給与の特例に関する条例の制定について

〔目的〕 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の給与減額支給措置に準じた取組みとして、給与減額を実施するため条例を制定する。

〔内容〕 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで一般職の給与を次のように減額する。

○ 減額割合

① 給料月額

給料表	職務の級	支給減額割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級及び8級	100分の9.77
医療職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
教育職給料表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77

② 管理職手当 … 5%減額 → 15%減額

(桑名市職員の管理職手当の特例に関する規則(平成22年桑名市規則第11号)を廃止し、特例条例にて規定する。)

③ 地域手当 … ・給料月額に対する地域手当の月額に支給減額割合を乗じた額を減額

・管理職手当に対する地域手当の月額に15%を乗じた額を減額。

④ 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の1時間当たりの給与額

… 給料月額及びこれに対する地域手当に12を乗じ、年度の所定労働時間で除して得た額に支給減額割合を乗じた額を減額

⑤ 期末手当・勤勉手当 … 今年度の交付税の算定を踏まえて検討していく

〔施行日〕 平成25年7月1日

ただし、平成26年3月31日限り効力を失う。

※ 6月中に議決が必要

▼議案第67号 桑名市長及び副市長等の給与の特例に関する条例の特例に関する条例の制定について

〔目的〕 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国の給与減額支給措置に準じた取組みとして、職員と同様に給与削減を実施するため条例を制定する。

〔内容〕 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで市長、副市長、教育長、常勤監査委員及び上下水道事業管理者の給与を次のように減額する。

○ 減額割合

① 給料月額

	現在の減額割合 (%)	今回の減額割合 (%)	合計 (%)
市長	20	10	30
副市長	3	10	13
教育長	3	10	13
常勤監査委員	3	10	13
上下水道事業管理者	3	10	13

② 期末手当 … 職員と同様に今後、検討していく

〔施行日〕 平成25年7月1日
ただし、平成26年3月31日限り効力を失う。

※6月中に議決が必要